

おおた障がい施策推進プラン

平成 30 年度（2018 年度）～平成 32 年度（2020 年度）

【骨子案】

大 田 区 障 害 者 計 画
第 5 期 大 田 区 障 害 福 祉 計 画
第 1 期 大 田 区 障 害 児 福 祉 計 画
大 田 区 発 達 障 が い 児 ・ 者 支 援 計 画

平成29年8月

大 田 区

○ 「障害」と「障がい」の表記について

法令等に基づくもの、名詞や一般的に漢字で表記した方がわかりやすいものは、「障害」を使用し、それ以外は、「障がい」と表記しています。

○ 「障がい者」の定義について

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、障がい者手帳の所持者に限られず、高次脳機能障がい者や難病患者も含まれます。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

我が国は、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」の締結に向けて、国内法の整備をはじめとした障がい者制度の集中的な改革を進めてきました。

平成 23 年 8 月の「障害者基本法」の改正、平成 24 年 6 月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の成立、平成 25 年 6 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の成立等、一連の制度改正を経て、平成 26 年 1 月に障害者権利条約を締結しています。

その後、障害者総合支援法施行 3 年後の見直しが行われ、平成 28 年 6 月には、障害者総合支援法と児童福祉法が改正されています。

この改正により、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担の軽減の仕組みなどが新たに設けられるとともに、障がい児の多様化するニーズに対応していくため、自治体において「障害児福祉計画」の策定が義務付けられることになりました。

加えて、近年では、個人や世帯の抱える複合的な課題や人口減少などの課題に対応していくために、包括的な支援や分野をまたがる総合的なサービス提供、地域を基盤として人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され包摂を受けながら、その人らしい生活を実現できる社会を構築していくことが求められています。

平成 28 年 7 月には、厚生労働省が「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、介護保険制度の見直しによる「共生型サービス」の創設や介護・障がいの報酬改定など、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

こうした中、区においては、地域の関係機関や団体等との連携・協働をこれまで以上に図っていきながら、様々な福祉課題に対応していくため、ライフステージごとの切れ目のない包括的な支援体制を構築していく必要があります。

そこで、本計画においては、「大田区障害者計画」、「第 5 期大田区障害福祉計画」、「第 1 期大田区障害児福祉計画」、「大田区発達障がい児・者支援計画」を「おおた障がい施策推進プラン」として一体的に策定し、施策の総合的かつ計画的な展開に取り組んでいきます。

2 計画の位置付け

本計画は、「大田区障害者計画」、「第5期大田区障害福祉計画」、「第1期大田区障害児福祉計画」、「大田区発達障がい児・者支援計画」を一体的に策定するものであり、区の障がい分野における施策の具体的な方向性等を示しています。

また、「大田区基本構想」の実現に向けた基本計画である「おおた未来プラン 10年（後期）」の個別計画としての位置付けであり、「大田区地域福祉計画」や「おおた高齢者施策推進プラン」など、関連する各分野の計画等と整合を図っています。

（1）大田区障害者計画

「大田区障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めています。

（2）第5期大田区障害福祉計画

「第5期大田区障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めています。

（3）第1期大田区障害児福祉計画

「第1期大田区障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量等を定めています。

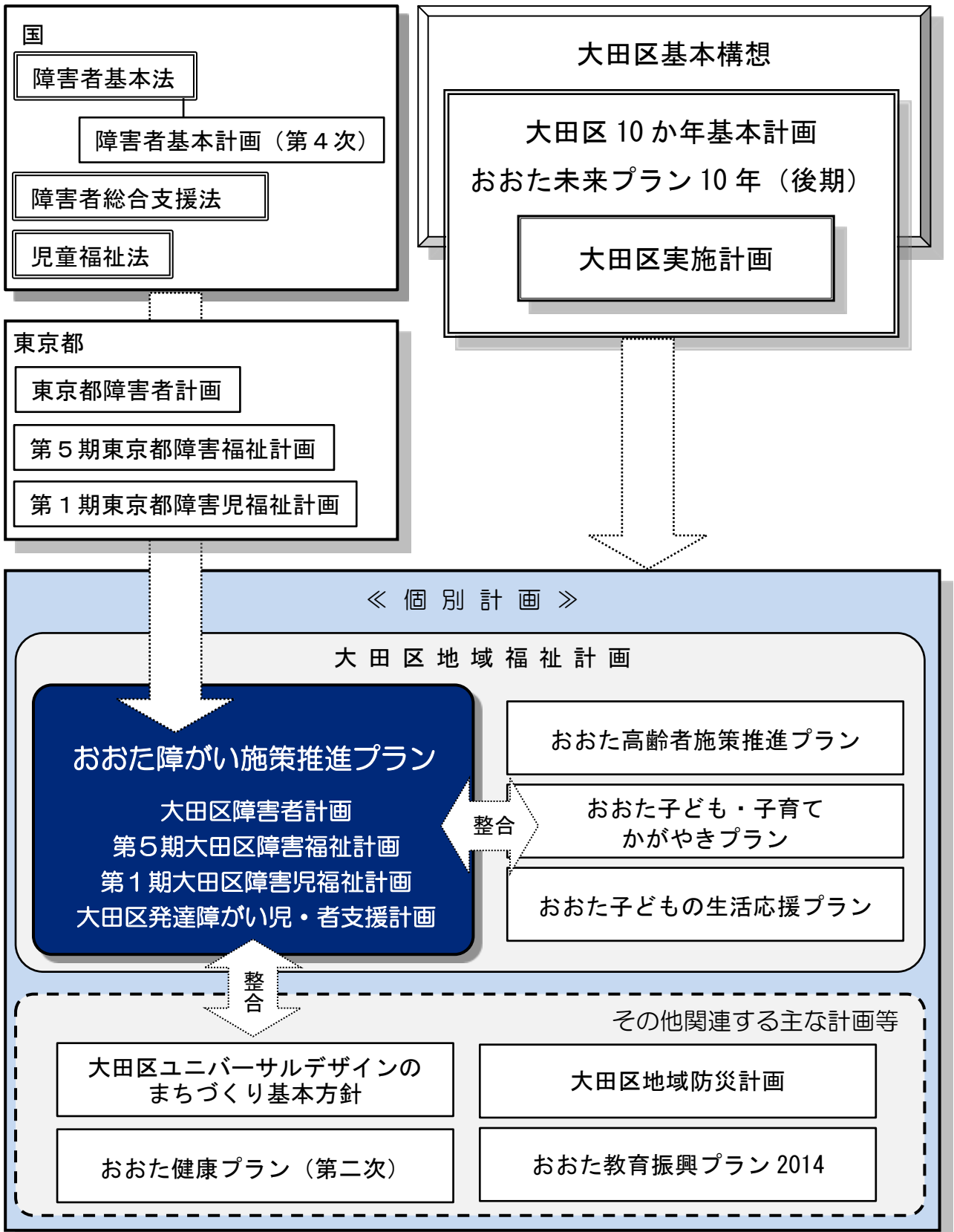
（4）大田区発達障がい児・者支援計画

「大田区発達障がい児・者支援計画」は、「おおた未来プラン 10年（後期）」の発達支援に関する施策の推進と関連部署の施策との整合性を保ちながら、区独自で策定している計画です。

「早期発見・早期支援の推進」、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」、「地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進」、「施策を推進する基盤整備」の4つを目標に、保健・医療・福祉・教育・就労などの枠組みを超えた計画的な施策を展開しましたが、既存の障がい児・者施策と重複するものもありました。

新たな計画は、上記3つの法定計画と統合し、障がい分野の総合計画として一体的に策定することにより、施策の推進・充実を図っていきます。

◆他の計画等との関係



3 計画のめざす姿

(1) 基本理念

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくりま

本計画では、「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくりま

また、基本理念を実現するための計画の推進にあたっては、次の3つの視点に基づき取組を進めていきます。

視点1 本人の「自己決定の尊重」

視点2 「地域力」による連携・協働

視点3 生涯を通じた「切れ目のない支援」

(2) 基本目標

基本目標1 自分らしく暮らせるまち

障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの意思で選択・決定をし、自分らしく暮らせることを目標とします。

基本目標2 ともに支え合い暮らせるまち

誰もが、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、それぞれが役割をもち、支え合って暮らせることを目標とします。

基本目標3 安全・安心に暮らせるまち

障がい者が、地域生活において、安全・安心に暮らせることを目標とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。

平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
大田区 地域保健福祉計画 (大田区障害者計画を内包) ※平成21年度から		大田区 障害者 計画 (平成26年度)	おおた障がい施策 推進プラン (大田区障害者計画 第4期大田区障害福祉計画)			おおた障がい施策 推進プラン (大田区障害者計画 第5期大田区障害福祉計画 第1期大田区障害児福祉計画 大田区発達障がい児・者支援計画)		
第3期大田区障害福祉計画		大田区発達障がい児・者支援計画						

5 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、大学教授、弁護士等の学識経験者、福祉、保健医療、教育、地域、雇用の各分野の関係団体等の代表者、公募区民で構成される「大田区障がい者施策推進会議」において検討を行いました。

庁内においては、関係部局の管理職により構成される「庁内検討委員会」を開催し、検討・調整を行いました。

また、障がい者や事業者に対し実態調査を行なったほか、広く区民の意見を反映させるため、パブリックコメントと区民説明会を実施しました。

第2章 大田区の障がい者の状況

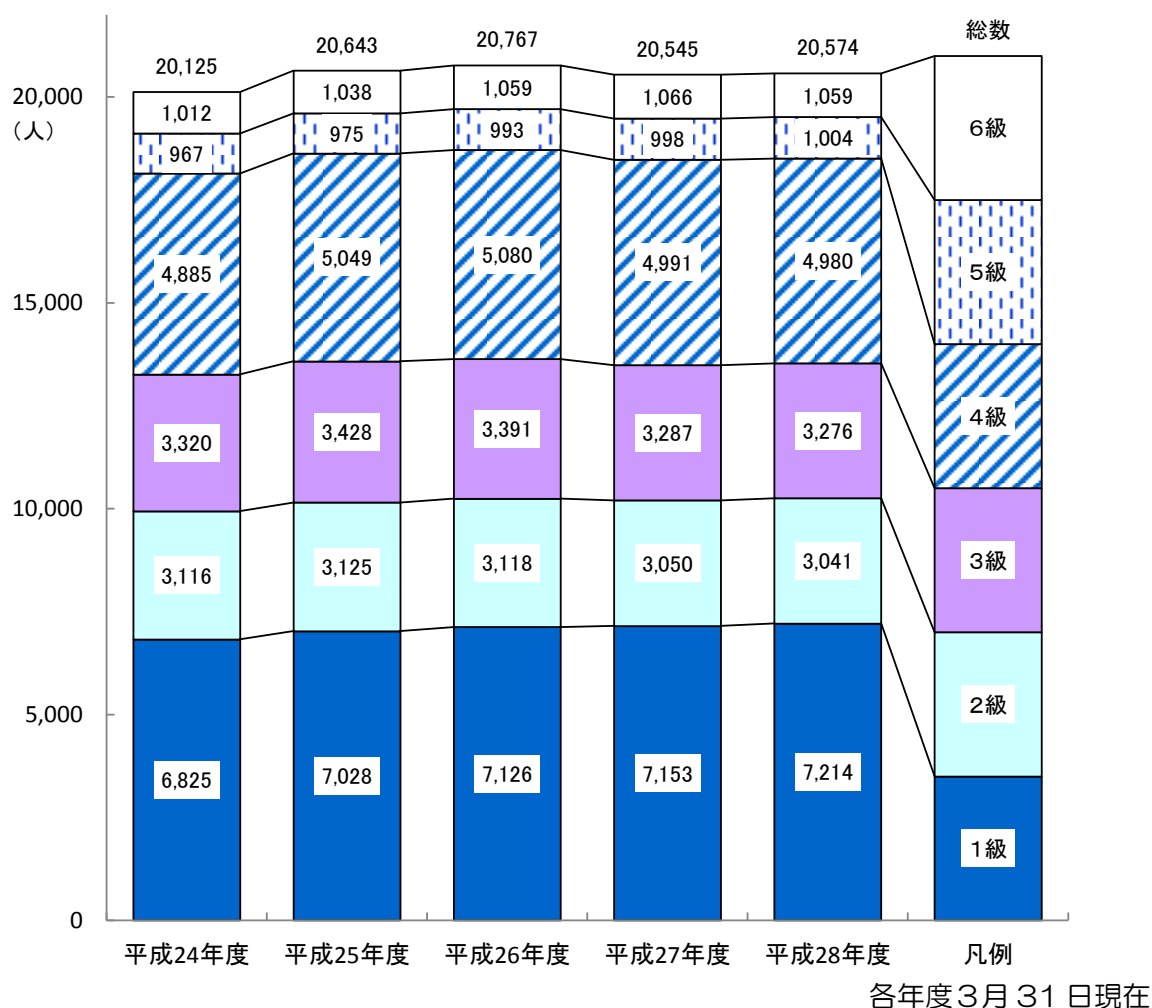
1 障がい者手帳所持者等の状況

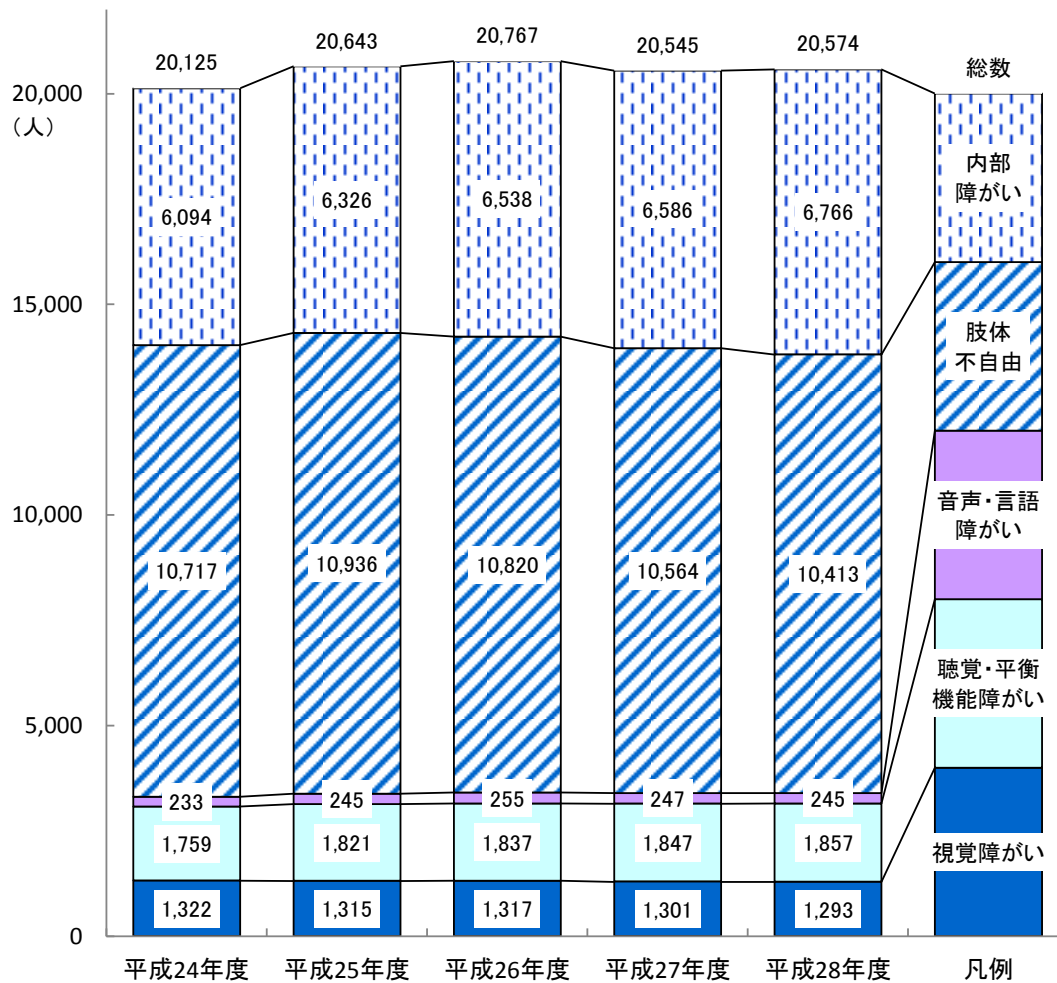
(1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成24年度以降20,000人台で推移しており、平成28年度で20,574人となっています。

程度別では、「1級」が最も多く、平成24年度と比べて約400人増加しています。

部位別では、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」となっています。





平成28年度	総数	18歳未満	18歳以上
身体障害者手帳所持者数 (人)	20,574	364	20,210
総数に占める割合 (%)	100.0	1.8	98.2

各年度3月31日現在

◇身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付されます。

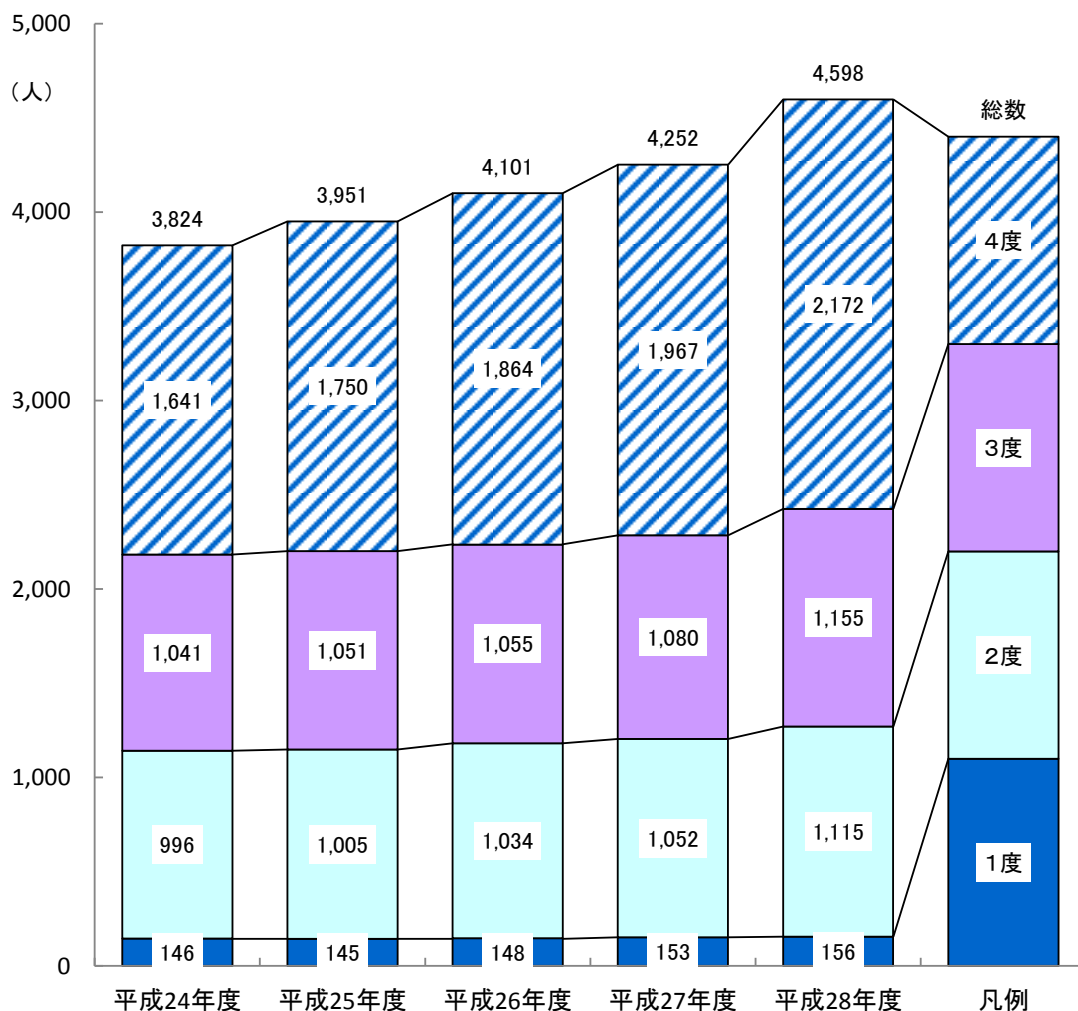
各種の障害福祉サービスを受けるための前提となり、障がいの程度により1級～7級（1級が最重度）にわかれています。

ただし、肢体不自由の7級だけでは手帳の交付はされません。

(2) 愛の手帳所持者の状況

愛の手帳所持者数は、年々増加していく傾向が見られ、平成28年度で4,598人となっています。

程度別では、「4度」が最も多く、毎年100人以上増加しています。



平成28年度	総数	18歳未満	18歳以上
愛の手帳所持者数（人）	4,598	1,036	3,562
総数に占める割合（%）	100.0	22.5	77.5

各年度3月31日現在

◇愛の手帳

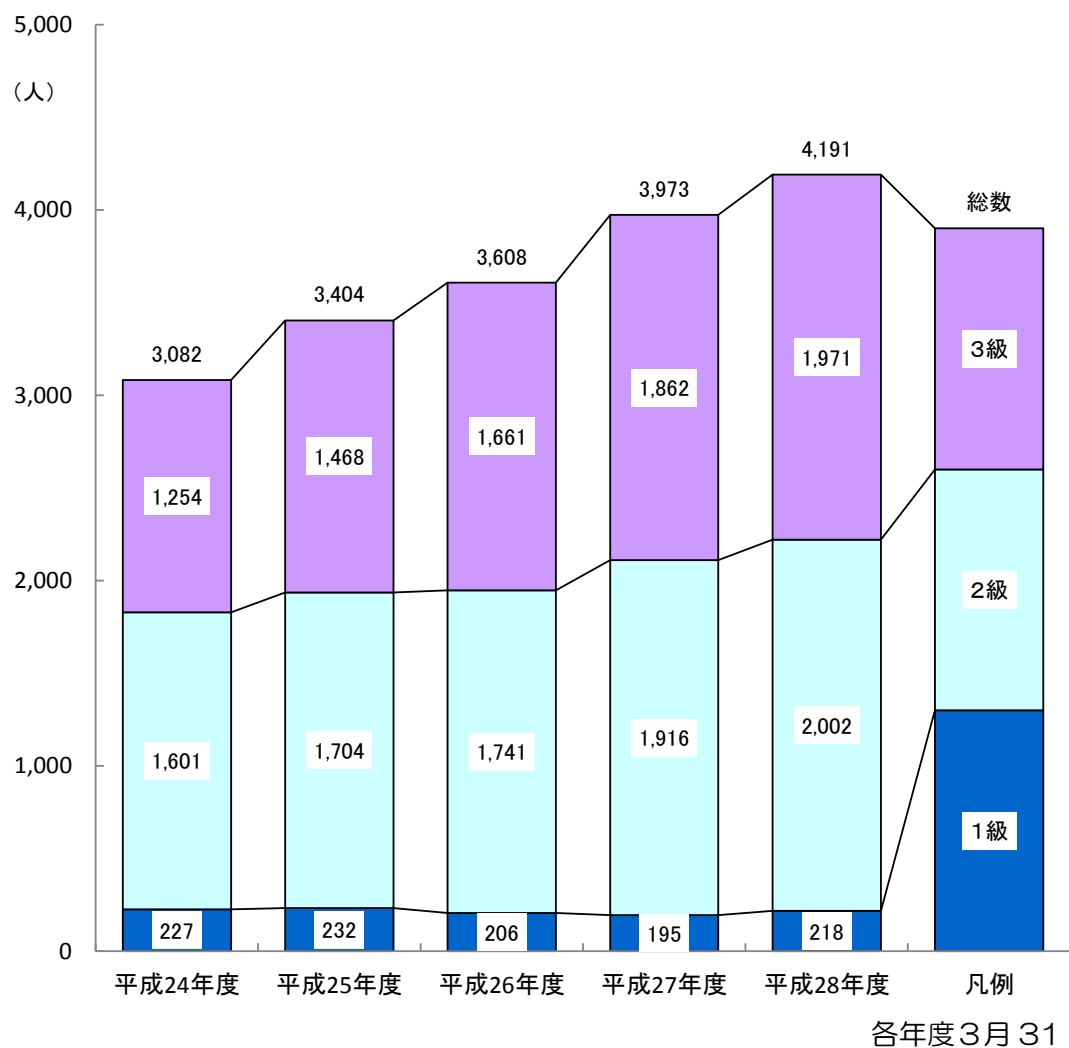
知的障がいのある方が、色々なサービスを受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けています。国の制度として「療育手帳」があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けています。

障がいの程度を総合的に判定し、1度～4度（1度が最重度）に該当すると認められた場合に交付されます。

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加していく傾向が見られ、平成 28 年度で 4,191 人となっています。

程度別では、「2級」が最も多く、次いで「3級」となっています。特に「3級」の伸びが大きく、平成 24 年度に比べ、700 人以上増加しています。



◇精神障害者保健福祉手帳

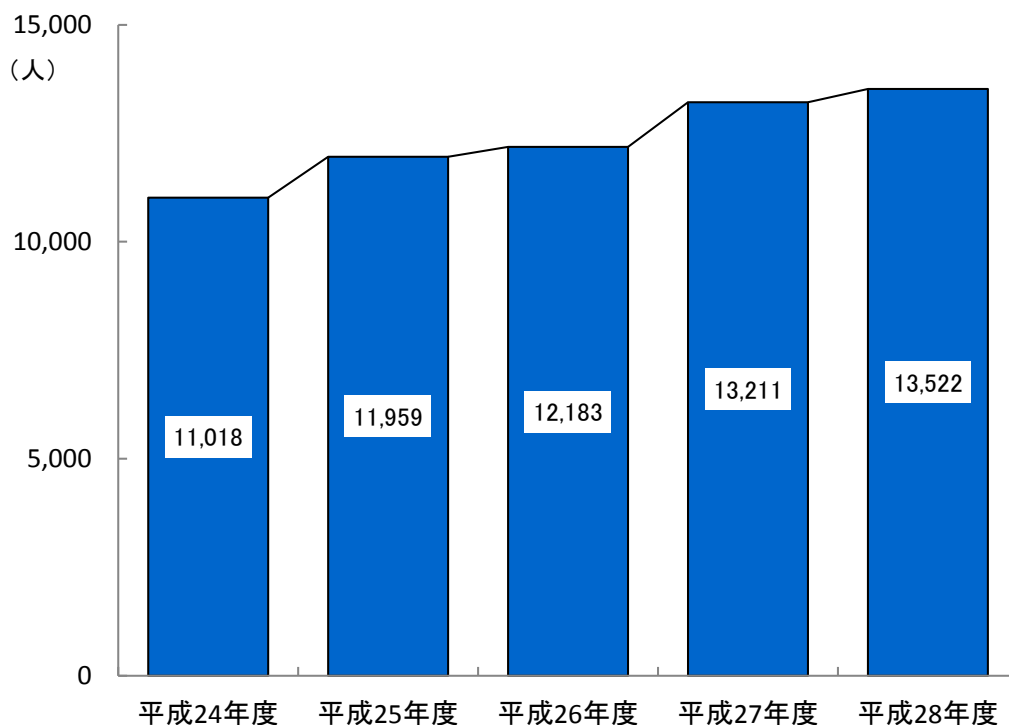
精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

障がいの程度により1級～3級（1級が最重度）にわかれています。

また、身体障害者手帳や愛の手帳と異なり、有効期間（2年間）があるため、継続するためには、2年ごとに更新の手続きが必要になります。

（４）自立支援医療（精神通院医療）申請者の状況

自立支援医療（精神通院医療）申請者数は、年々増加していく傾向が見られ、平成28年度で13,522人と、平成24年度に比べ、2,000人以上増加しています。



各年度3月31日現在

◇自立支援医療費制度（精神通院医療）

精神障がいにより精神科病院等に通院している場合に、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

原則として医療費の1割が自己負担となりますが、所得に応じて負担上限額が設定されています。

ただし、所得によって対象とならない場合や、一定の要件を満たす方に全額が助成される場合もあります。

有効期間が1年間となっているため、継続するためには手続きが必要になります。

(5) 難病医療費等助成申請者の状況

難病医療費等助成申請者数は、平成 28 年度で 6,468 人となっています。

(人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
指定難病(国疾病)	5,988	6,419
都疾病(経過措置の疾病を含む)	252	49
総数	6,240	6,468

各年度 3 月 31 日現在

◇難病医療費等助成制度

国又は都の指定する疾病にり患している方で、一定の要件を満たす場合に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担する制度です。

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から、110 疾病を指定難病として、新たな難病医療費助成制度が始まりました。

その後、平成 27 年 7 月 1 日に 196 疾病が追加、平成 29 年 4 月 1 日に 24 疾病が追加され、現在 330 疾病が医療費助成の対象となっています。

東京都においては、現在、難病法に基づく指定難病に加え、8 疾病が医療費助成の対象となっています。

また、障害者総合支援法の対象疾病にり患している方で、必要と認められた場合には、障がい者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービス等を利用することができます。

障害者総合支援法の対象疾病は、平成 29 年 4 月 1 日から、358 疾病に拡大されています（難病法に基づく指定難病は全て対象疾病に含まれています。）。

2 発達障がい児・者の状況

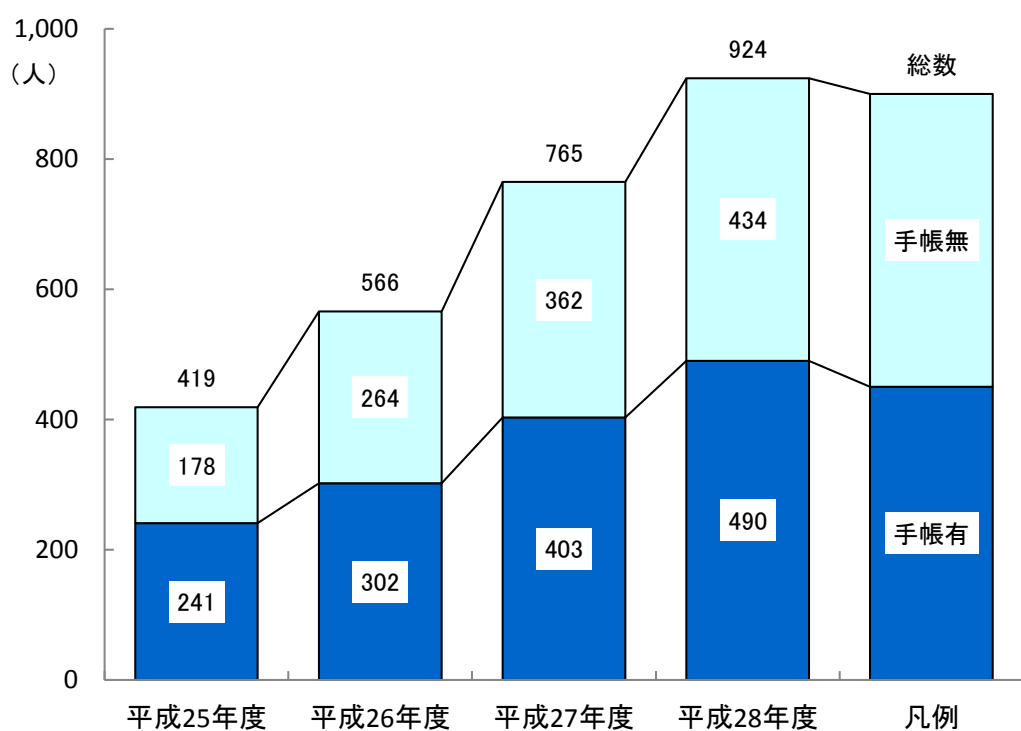
発達障がいは、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があることや、障がい特性の表出時期が異なることから、障がい者手帳の有無によってのみでは判断できないため、対象となる方の人数を正確に把握することは困難です。

そのため、以下の数値等は、発達障がい児・者の状況を捉えるための参考値であり、発達障がい児・者の正確な人数を示すものではありません。

(1) 通所受給者証所持者の状況

障害児通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）の利用に際し交付される通所受給者証所持者数は、年々増加していく傾向が見られ、平成28年度で924人と、平成25年度の約2倍になっています。

また、障がい者手帳がなく、障害児通所支援サービスを利用している方の多くは、発達障がい等により支援が必要な方であると考えられ、その人数は、平成28年度で434人となっています。



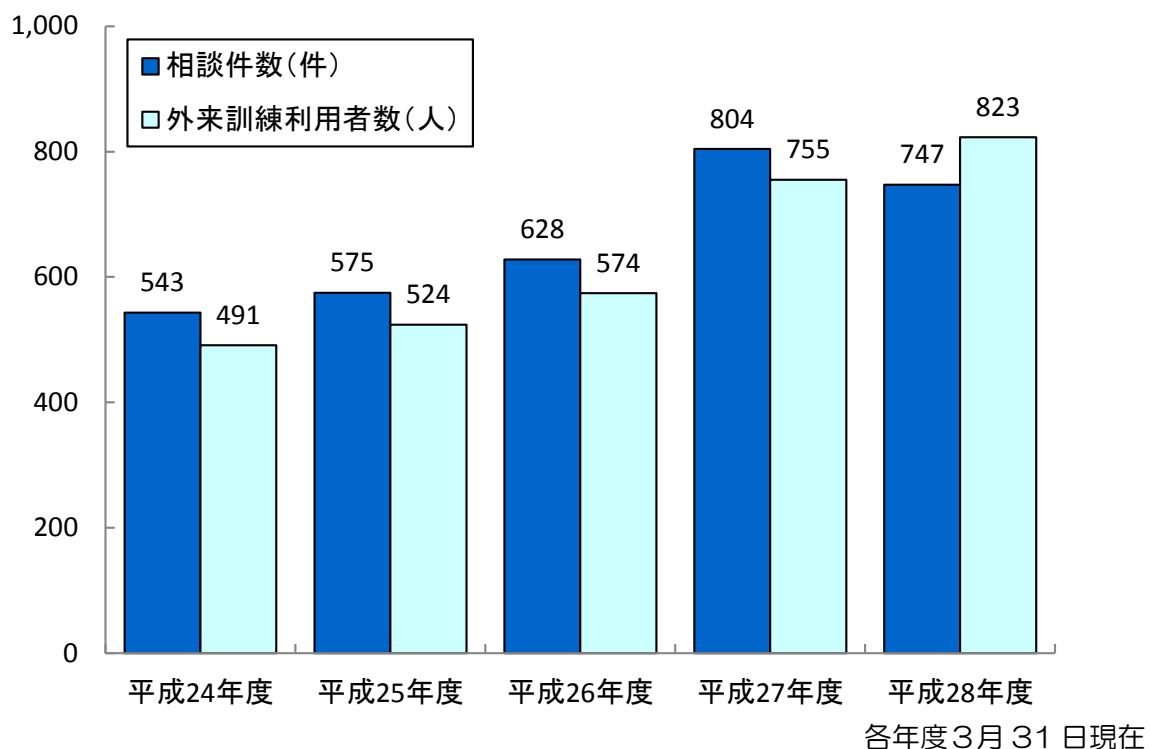
各年度3月31日現在

(2) こども発達センターわかばの家の状況

こども発達センターわかばの家においては、心身に発達の遅れや偏り、またその疑いがある就学前の乳幼児と保護者の方に対して相談支援等の事業を行っています。

相談件数については、発達障がいに関する相談も含めて増加傾向にあり、平成28年度で747件となっています。

また、幼稚園や保育園に通いながら、月に1回の療育訓練を受ける外来訓練の利用者数も増加傾向にあり、平成28年度で823人となっています。



(3) 特別支援学級・特別支援教室の状況

区立の小中学校では、障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズに対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級を設置しています。

特別支援学級には、固定学級と通級指導学級があり、固定学級は知的障がい、通級指導学級は、発達障がいも含めた情緒障害等、弱視、難聴、言語障がい対象となっています。

小学校では、平成 28 年度から、情緒障害等通級指導学級に変わり、特別支援教室（サポートルーム）が全校に設置されており、平成 29 年度は、715 人が利用しています。

また、情緒障害等通級指導学級が設置されている中学校は 4 校あり、平成 29 年度には 91 人が利用しています。

(人)

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	特別支援教室 ※平成 27 年度まで情緒障害等通級指導学級	189	233	551	715
中学校	情緒障害等通級指導学級	66	74	86	91
総数		255	307	637	806

各年度 5 月 1 日現在

(4) 障がい者総合サポートセンターの状況

障がい者総合サポートセンターでは、発達障がいも含め、様々な障がいに応じた相談支援を行っています。

相談支援部門と就労支援部門（障がい者就労支援センター）における発達障がいの方の相談件数は、平成 28 年度でそれぞれ 922 件、367 件となっており、増加傾向にあります。

(件)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
相談支援部門	625(9,951)	922(11,411)
就労支援部門（障がい者就労支援センター）	287(2,010)	367(1,917)
総数	912(11,961)	1,289(13,328)

※ 括弧内は発達障がいの方も含めた全体の相談件数

各年度 3 月 31 日現在

3 実態調査結果の概要

本計画の策定にあたり、障がい者の生活状況やサービスの利用状況等を把握するための調査を実施しました。

(1) 調査の概要

①調査対象

区内在住の障がい者、区内でサービスを提供している事業者を対象として、無作為抽出により調査を実施しました。

調査種別	調査対象
18歳以上調査	身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者証（精神通院）所持者、難病医療費等助成制度対象者、通所受給者証所持者（18歳未満のみ）
18歳未満調査	
サービス事業者調査	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者

②調査期間

平成28年11月29日～12月22日

③調査方法

郵送発送・郵送回収

④回収結果

調査種別	発送数(A)	有効回収数(B)	回収率(B÷A×100)
18歳以上調査	4,500	2,308	51.3%
18歳未満調査	1,500	665	44.3%
サービス事業者調査	200	123	61.5%
合計	6,200	3,096	49.9%

※ 百分率(%)の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示しています。

(2) 主な調査結果

①生活に対する不安・困っていること

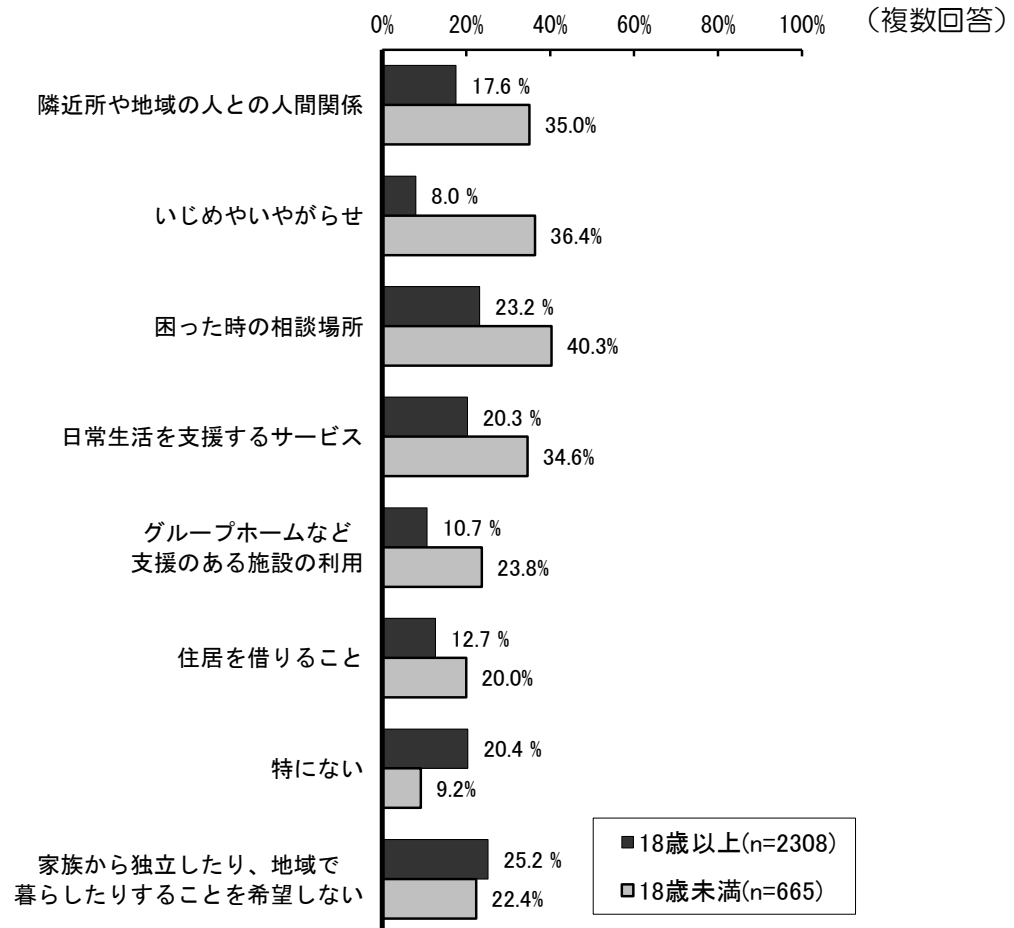
- 18歳未満では、全体で「進路や就職のこと」が最も高く、次いで、「学校のこと（保育園や幼稚園も含む）」「親が亡くなった後の過ごし方」となっています。
- 18歳以上では、全体で「健康や医療のこと」が最も高く、次いで「経済的なこと」、「特にない」となっています。

(複数回答、単位：%)

	学校のこと (保育園や幼稚園も含む)	経済的なこと	仕事のこと	家族のこと	健康や医療のこと	近所付き合いのこと	困ったときの相談先がないこと	進路や就職のこと	施設やサービスのこと	親が亡くなった後の過ごし方	余暇の過ごし方	いやがらせや暴力などを受けること	思うように意思疎通ができないこと	特にない	その他	無回答
18歳未満 全体 (n=665)	44.1	20.9	-	8.6	20.5	3.6	8.7	44.2	17.1	43.2	17.6	8.4	35.0	13.5	3.6	0.8
0～2歳 (n=31)	77.4	32.3	-	9.7	32.3	9.7	16.1	29.0	48.4	32.3	12.9	19.4	22.6	6.5	0.0	0.0
3～5歳 (n=141)	73.0	19.9	-	8.5	14.9	3.5	10.6	36.2	19.1	35.5	3.5	9.2	39.7	9.9	4.3	0.0
6～11歳 (n=225)	43.6	17.3	-	6.7	17.3	2.2	6.2	36.9	14.2	40.0	17.3	7.1	39.1	12.0	3.1	0.4
12～14歳 (n=104)	34.6	21.2	-	7.7	22.1	5.8	9.6	56.7	18.3	48.1	31.7	10.6	32.7	17.3	4.8	1.0
15～17歳 (n=154)	18.8	24.7	-	11.7	26.0	3.2	8.4	57.8	13.0	53.2	23.4	5.8	29.9	18.8	3.2	0.0
18歳以上 全体 (n=2308)	0.4	36.0	15.4	16.9	42.1	3.8	8.8	4.6	7.8	17.8	7.8	2.3	12.7	20.1	3.6	3.2
18～39歳 (n=393)	1.5	39.4	32.1	19.1	37.2	4.6	10.7	14.0	7.9	46.3	16.3	3.3	23.2	11.7	0.0	1.5
40～64歳 (n=772)	0.4	42.5	24.2	18.4	43.4	5.4	11.1	6.3	6.3	25.9	6.3	3.8	12.8	15.5	4.3	1.7
65歳以上 (n=1123)	0.1	30.5	3.5	15.2	43.1	2.4	6.6	0.2	8.9	2.1	5.8	1.0	9.1	26.2	3.1	4.6

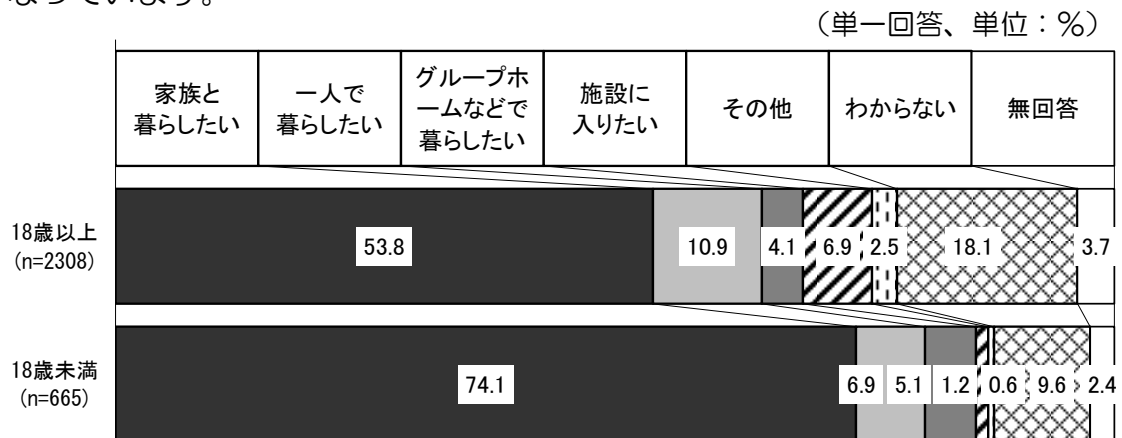
②地域生活に対する不安

- 18歳以上では、「家族から独立したり、地域で暮らしたりすることを希望しない」が最も高く、次いで「困った時の相談場所」、「日常生活を支援するサービス」となっています。
- 18歳未満では、「困った時の相談場所」が最も高く、次いで「いじめやいやがらせ」、「隣近所や地域の人との人間関係」となっています。



③将来の暮らし方

- 18歳以上と18歳未満のどちらにおいても、「家族と暮らしたい」が最も高くなっています。



④サービスを受けるまでに困ったこと

- 18歳未満では、全体で「制度や手続きがわかりにくい」が最も高く、次いで「手続きが大変」、「サービスの利用までに時間がかかる」となっています。
- 18歳以上では、全体で「制度や手続きがわかりにくい」が最も高く、次いで「特に困らなかった」、「手続きが大変」となっています。

(複数回答、単位：%)

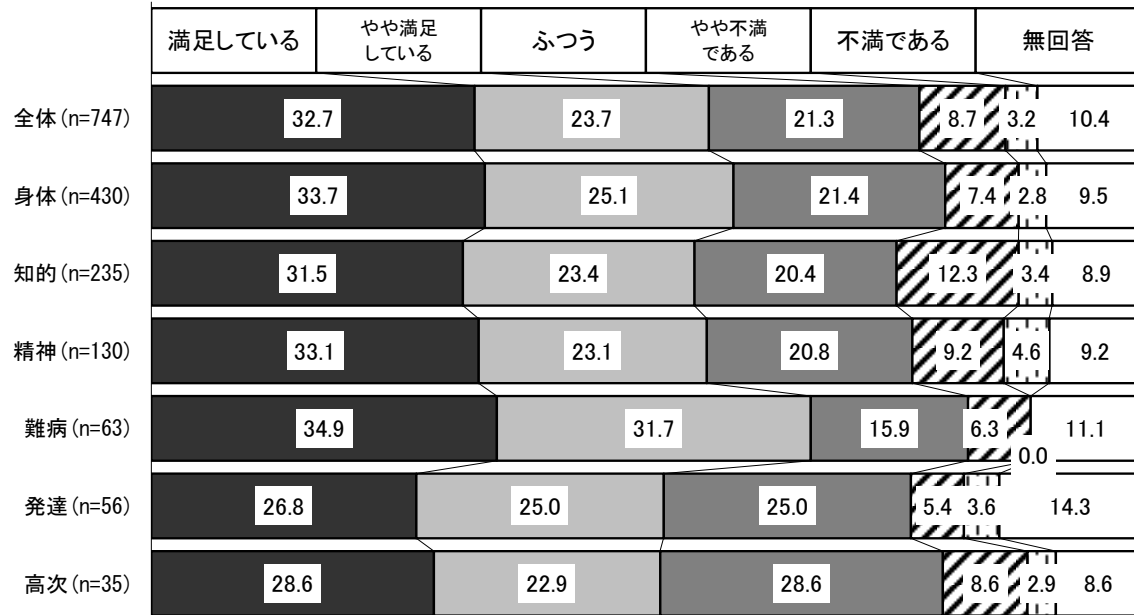
	制度や手続きがわかりにくい	手続きが大変	サービスの利用までに時間がかかる	自分に合った事業者が見つからない	事業者から断られた	その他	特に困らなかった	無回答
18歳未満全体 (n=665)	43.3	42.0	28.4	17.7	9.5	11.7	17.4	3.3
0～2歳 (n=31)	45.2	41.9	48.4	29.0	3.2	32.3	9.7	0.0
3～5歳 (n=141)	47.5	35.5	41.1	15.6	8.5	9.2	14.2	2.8
6～11歳 (n=225)	48.9	48.0	28.4	18.2	11.1	10.2	14.2	2.2
12～14歳 (n=104)	35.6	44.2	20.2	21.2	6.7	9.6	26.0	2.9
15～17歳 (n=154)	35.1	37.0	18.2	13.6	9.7	13.6	21.4	5.8
18歳以上全体 (n=2308)	31.7	24.2	13.1	6.8	1.6	8.4	29.3	17.2
18～39歳 (n=393)	42.0	34.4	21.9	10.9	4.3	8.4	25.2	7.9
40～64歳 (n=772)	33.8	28.6	12.7	7.6	1.3	9.2	30.4	12.4
65歳以上 (n=1123)	27.1	17.5	10.2	4.7	0.9	7.9	30.2	23.2

⑤サービスの満足度

- 18歳以上では、全体で「満足している」が32.7%で最も高く、「満足している」と「やや満足している」を合わせた『満足』している層は、56.4%となっています。
- 18歳未満では、全体で「満足している」が41.7%で最も高く、『満足』している層は全体の70.6%となっています。

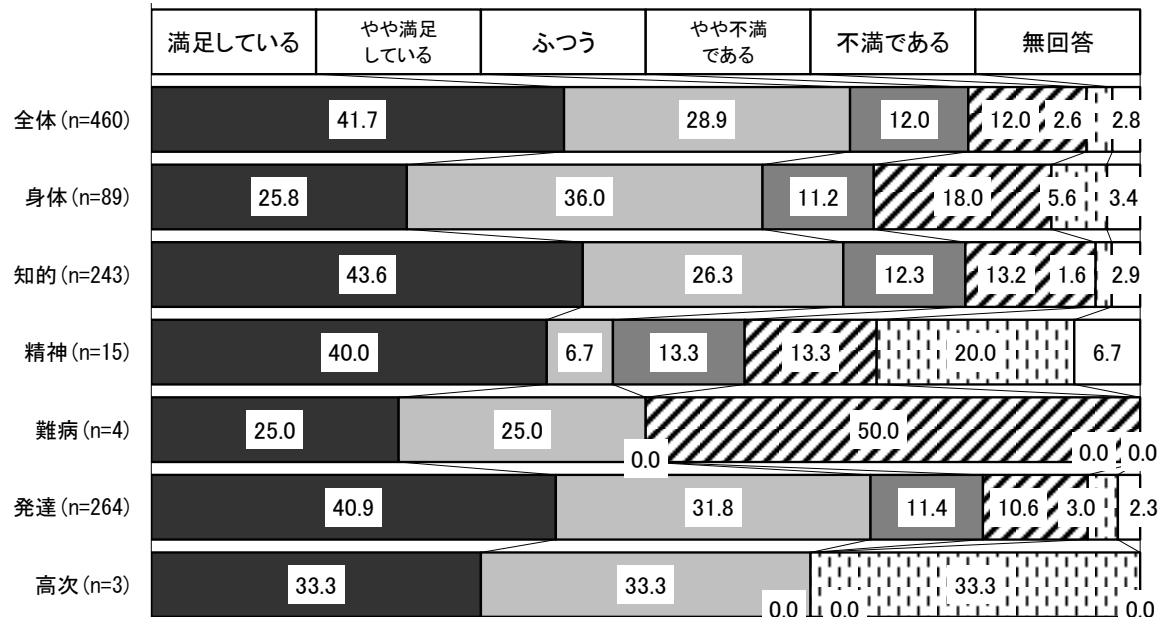
<18歳以上>

(単一回答、単位：%)



<18歳未満>

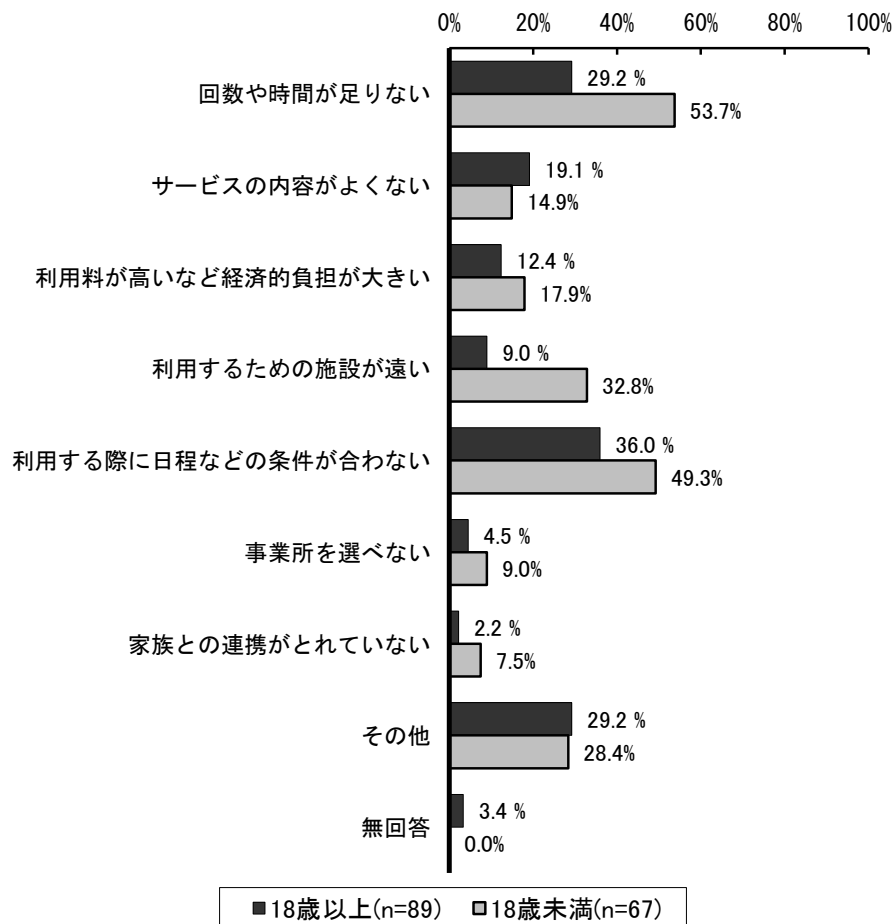
(単一回答、単位：%)



⑥サービスに不満を感じる内容

- 18歳以上では、「利用する際に日程などの条件が合わない」が最も高く、次いで「回数や時間が足りない」となっています。
- 18歳未満では、「回数や時間が足りない」が最も高く、次いで「利用する際に日程などの条件が合わない」となっています。

(複数回答)



⑦就労についての不安や不満（18歳以上のみ）

- 全体では、「給料・賃金が少ない」が最も高く、次いで「障がい状態の変化や体調不良」、「職場の人たちとの人間関係がむずかしい」となっています。

（複数回答、単位：％）

分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目	
全体 (n=616)	給料・賃金が少ない	障がい状態の変化や体調不良	職場の人たちとの人間関係がむずかしい	雇用形態が不安定	通勤がたいへん	特に不安や不満はない
	33.1	23.7	13.0	11.9	9.7	31.0
身体 (n=272)	給料・賃金が少ない	障がい状態の変化や体調不良	通勤がたいへん	職場の人たちとの人間関係がむずかしい	障がいへの理解が十分でない	特に不安や不満はない
	27.9	23.2	9.9	9.2	8.8	33.8
知的 (n=102)	給料・賃金が少ない	職場の人たちとの人間関係がむずかしい	雇用形態が不安定	通勤がたいへん	昇給や昇進に差がある／障がいへの理解が十分でない	特に不安や不満はない
	35.3	21.6	12.7	11.8	8.8	32.4
精神 (n=98)	給料・賃金が少ない	障がい状態の変化や体調不良	職場の人たちとの人間関係がむずかしい	雇用形態が不安定	障がいへの理解が十分でない	特に不安や不満はない
	51.0	36.7	29.6	21.4	18.4	14.3
難病 (n=171)	給料・賃金が少ない	障がい状態の変化や体調不良	雇用形態が不安定	通勤がたいへん	職場の人たちとの人間関係がむずかしい／昇給や昇進に差がある	特に不安や不満はない
	30.4	25.7	9.4	8.2	5.3	35.1
発達 (n=29)	給料・賃金が少ない	雇用形態が不安定	障がい状態の変化や体調不良／職場の人たちとの人間関係がむずかしい		相談する人や場所がない／通勤がたいへん／障がいへの理解が十分でない	特に不安や不満はない
	62.1	41.4		37.9	27.6	10.3
高次 (n=7)	給料・賃金が少ない	仕事がむずかしい／障がい状態の変化や体調不良／仕事内容が単調すぎる／昇給や昇進に差がある				特に不安や不満はない
	28.6				14.3	14.3

※ 複数の枠にまたがっている項目は、同数だったことを示しています（以下同様）。

⑧就労のための環境整備として必要なこと

- 18歳以上では、全体で「健康状態にあわせて働ける」が最も高く、次いで「職場の人への障がいへの理解」となっています。
- 18歳未満では、全体で「職場の人の障がいへの理解」が最も高く、次いで「自分の家や、家の近くで働ける」となっています。

<18歳以上>

(複数回答、単位：%)

分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目
全体 (n=2308)	健康状態にあわせて働ける 34.6	職場の人の障がいへの理解 29.7	自分の家や、家の近くで働ける 27.0	障がい者の利用に配慮された設備や職場 22.3	就労の場の紹介や相談が受けられる 9.9
身体 (n=1312)	健康状態にあわせて働ける 30.9	職場の人の障がいへの理解 26.1	自分の家や、家の近くで働ける 25.0	障がい者の利用に配慮された設備や職場 22.6	就労の場の紹介や相談が受けられる 8.2
知的 (n=365)	職場の人の障がいへの理解 38.6	自分の家や、家の近くで働ける 31.2	障がい者の利用に配慮された設備や職場 25.2	健康状態にあわせて働ける 18.9	就労の場の紹介や相談が受けられる 10.7
精神 (n=387)	健康状態にあわせて働ける 50.6	職場の人の障がいへの理解 38.2	自分の家や、家の近くで働ける 32.6	障がい者の利用に配慮された設備や職場 18.1	就労の場の紹介や相談が受けられる 14.2
難病 (n=408)	健康状態にあわせて働ける 43.4	職場の人の障がいへの理解 28.7	自分の家や、家の近くで働ける 26.2	障がい者の利用に配慮された設備や職場 25.7	就労の場の紹介や相談が受けられる 11.3
発達 (n=84)	職場の人の障がいへの理解 41.7	健康状態にあわせて働ける 32.1	自分の家や、家の近くで働ける 29.8	就労の場の紹介や相談が受けられる 23.8	障がい者の利用に配慮された設備や職場 22.6
高次 (n=59)	健康状態にあわせて働ける 33.9	職場の人の障がいへの理解 30.5	自分の家や、家の近くで働ける 28.8	障がい者の利用に配慮された設備や職場 20.3	就労の場の紹介や相談が受けられる 10.2

<18歳未満>

(複数回答、単位：%)

分類	1 番目	2 番目	3 番目	4 番目	5 番目
全体 (n=665)	職場の人の障がいへの理解 54.9	自分の家や、家の近くで働ける 29.2	障がい者の利用に配慮された設備や職場 28.6	就労の場の紹介や相談が受けられる 19.2	健康状態にあわせて働ける 15.6
身体 (n=156)	職場の人の障がいへの理解 46.2	自分の家や、家の近くで働ける 31.4	障がい者の利用に配慮された設備や職場 30.1	健康状態にあわせて働ける 27.6	就労の場の紹介や相談が受けられる／企業への雇用の働きかけ 14.1
知的 (n=358)	職場の人の障がいへの理解 53.9	自分の家や、家の近くで働ける 36.6	障がい者の利用に配慮された設備や職場 33.2	就労の場の紹介や相談が受けられる 15.1	企業への雇用の働きかけ 13.4
精神 (n=38)	職場の人の障がいへの理解 55.3	自分の家や、家の近くで働ける／健康状態にあわせて働ける 31.6		障がい者の利用に配慮された設備や職場 15.8	就労の場の紹介や相談が受けられる／企業への雇用の働きかけ 13.2
難病 (n=11)	健康状態にあわせて働ける 63.6	職場の人の障がいへの理解 45.5	自分の家や、家の近くで働ける 27.3	就労の場の紹介や相談が受けられる／職業訓練ができる施設の充実／企業への雇用の働きかけ／障がい者の利用に配慮された設備や職場 9.1	
発達 (n=326)	職場の人の障がいへの理解 57.4	障がい者の利用に配慮された設備や職場 28.5	自分の家や、家の近くで働ける 23.9	就労の場の紹介や相談が受けられる 23.3	職業訓練ができる施設の充実 14.7
高次 (n=4)	自分の家や、家の近くで働ける／健康状態にあわせて働ける 50.0		職業訓練ができる施設の充実／職場の人の障がいへの理解／障がい者の利用に配慮された設備や職場 25.0		

⑨健康や医療についての不安・困っていること

- 18歳以上では、全体で「障がいの重度化や病気の悪化」が最も高く、次いで「医療費の負担が大きい」となっています。
- 18歳未満では、全体で「障がい専門の医療機関がない」が最も高く、次いで「障がいの重度化や病気の悪化」となっています。

<18歳以上>

(複数回答、単位：%)

分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目	
全体 (n=2308)	障がいの重度化や病気の悪化 37.8	医療費の負担が大きい 19.3	栄養管理が難しい 12.1	気軽に相談ができない 11.1	薬の管理が難しい 8.3	特にな 28.9
身体 (n=1312)	障がいの重度化や病気の悪化 39.4	医療費の負担が大きい 17.9	栄養管理が難しい 11.1	気軽に相談ができない 7.9	薬の管理が難しい 6.3	特にな 29.6
知的 (n=365)	障がいの重度化や病気の悪化 27.7	薬の管理が難しい 18.4	栄養管理が難しい 17.0	治療の説明が十分に理解できない 15.3	気軽に相談ができない 14.5	特にな 31.2
精神 (n=387)	障がいの重度化や病気の悪化 35.1	気軽に相談ができない 25.1	医療費の負担が大きい 20.9	栄養管理が難しい 17.6	薬の管理が難しい 12.4	特にな 22.5
難病 (n=408)	障がいの重度化や病気の悪化 48.8	医療費の負担が大きい 28.9	栄養管理が難しい 9.6	気軽に相談ができない 6.9	薬の管理が難しい 5.4	特にな 26.2
発達 (n=84)	障がいの重度化や病気の悪化 33.3	気軽に相談ができない 28.6	障がい専門の医療機関がない 22.6	医療費の負担が大きい 21.4	薬の管理が難しい 20.2	特にな 20.2
高次 (n=59)	障がいの重度化や病気の悪化 42.4	医療費の負担が大きい 30.5	気軽に相談ができない 18.6	薬の管理が難しい／治療の説明が十分に理解できない／通院のための介助者確保が難しい 16.9		特にな 18.6

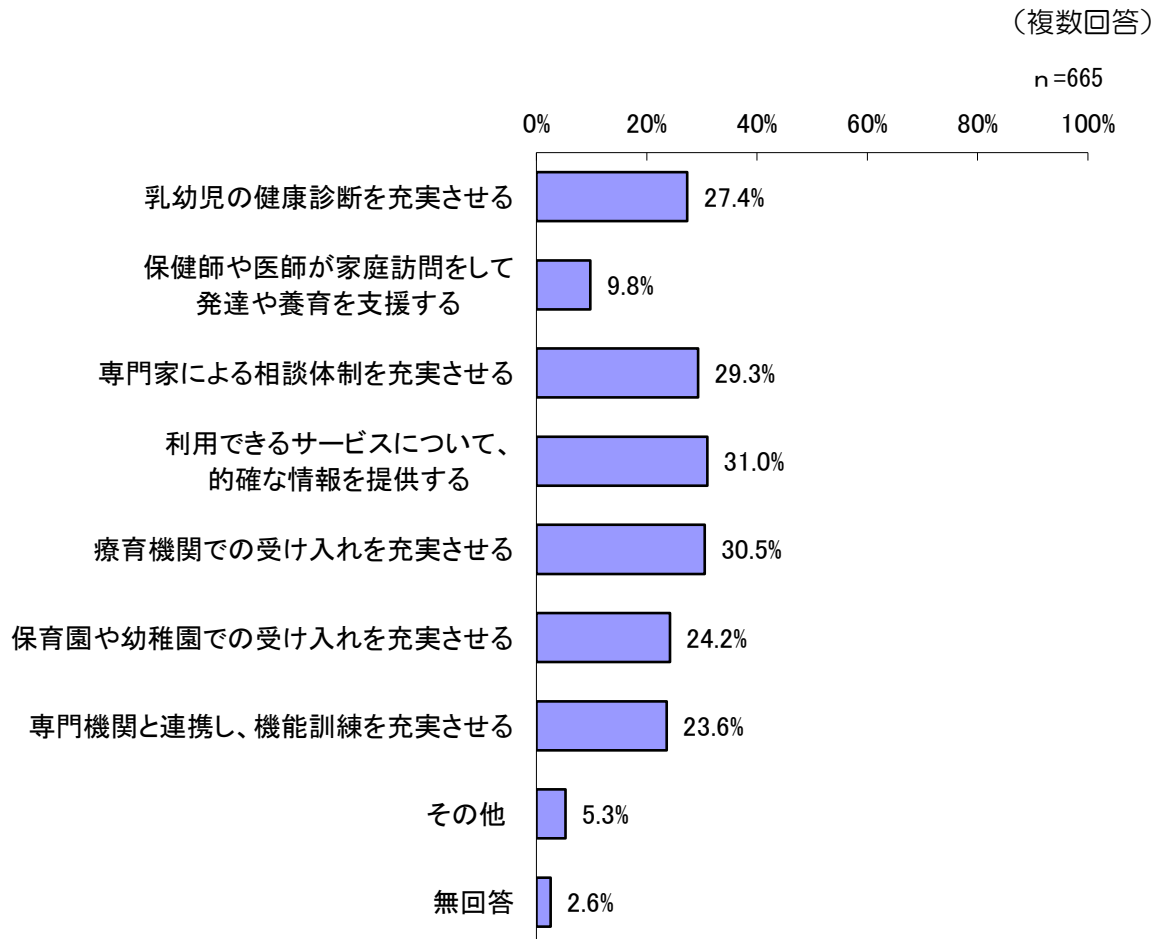
<18歳未満>

(複数回答、単位：%)

分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目	
全体 (n=665)	障がい専門の医療機関がない	障がいの重度化や病気の悪化	気軽に相談ができない	栄養管理が難しい／治療の説明が十分に理解できない		特にない
	22.7	19.4	14.6	8.7		37.0
身体 (n=156)	障がいの重度化や病気の悪化	障がい専門の医療機関がない	気軽に相談ができない	医療費の負担が大きい／通院のための介助者確保が難しい		特にない
	50.6	16.0	9.6	9.0		23.7
知的 (n=358)	障がい専門の医療機関がない	障がいの重度化や病気の悪化	気軽に相談ができない	治療の説明が十分に理解できない	栄養管理が難しい	特にない
	25.1	19.8	14.2	12.0	10.1	34.1
精神 (n=38)	薬の管理が難しい／気軽に相談ができない		医療費の負担が大きい	障がいの重度化や病気の悪化	栄養管理が難しい／障がい専門の医療機関がない	特にない
	23.7		21.1	15.8	10.5	34.2
難病 (n=11)	障がいの重度化や病気の悪化／薬の管理が難しい		栄養管理が難しい／気軽に相談ができない／医療費の負担が大きい／休日や夜間に対応してくれる医療機関がない			特にない
	18.2		9.1			54.5
発達 (n=326)	障がい専門の医療機関がない	気軽に相談ができない	障がいの重度化や病気の悪化	栄養管理が難しい	薬の管理が難しい	特にない
	27.3	16.6	13.2	12.3	11.0	38.7
高次 (n=4)	障がいの重度化や病気の悪化／障がい専門の医療機関がない／気軽に相談ができない					特にない
	25.0					25.0

⑩早期発見・早期訓練のために必要なこと（18歳未満のみ）

- 「利用できるサービスについて、的確な情報を提供する」が最も高く、次いで「療育機関での受け入れを充実させる」、「専門家による相談体制を充実させる」となっています。



⑪教育で充実してほしいこと（18歳未満のみ）

- 全体では、「障がいに応じた専門的な教育」が最も高く、次いで「状況に応じて学ぶ場を変更できる制度」、「学校での受け入れ体制」となっています。

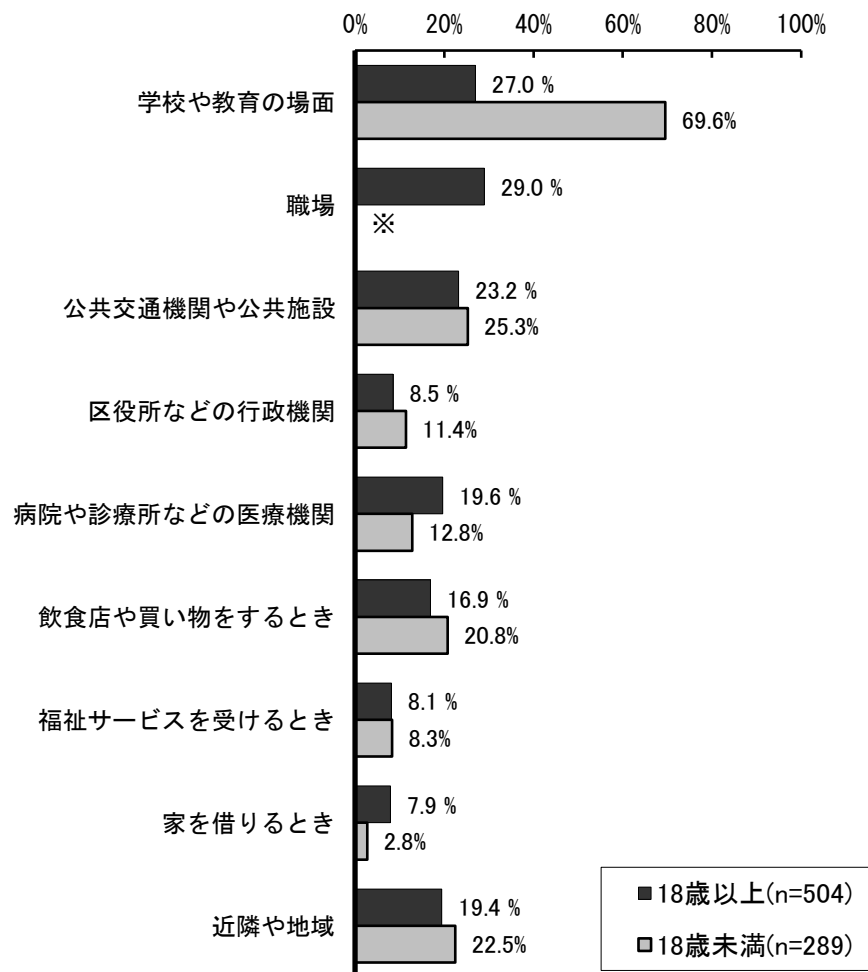
（複数回答、単位：％）

	障がいに応じた専門的な教育	学校での受け入れ体制	普通学級での受け入れ体制	状況に応じて学ぶ場を変更できる制度	障がいのある子とない子の交流機会	その他	無回答
全体 (n=665)	58.6	30.5	21.7	32.2	21.1	6.9	3.9
0～2歳 (n=31)	54.8	29.0	25.8	41.9	19.4	6.5	0.0
3～5歳 (n=141)	58.9	51.1	36.2	36.9	14.2	7.1	2.1
6～11歳 (n=225)	57.3	27.6	21.8	31.6	24.0	6.2	4.0
12～14歳 (n=104)	69.2	22.1	10.6	27.9	25.0	6.7	2.9
15～17歳 (n=154)	53.2	21.4	14.9	29.9	22.1	8.4	6.5

⑫差別を受けた場所や場面

- 18歳以上では、全体で「職場」が最も高く、次いで「学校や教育の場面」、「公共交通機関や公共施設」となっています。
- 18歳未満では、全体で「学校や教育の場面」が最も高く、次いで「公共交通機関や公共施設」、「近隣や地域」となっています。

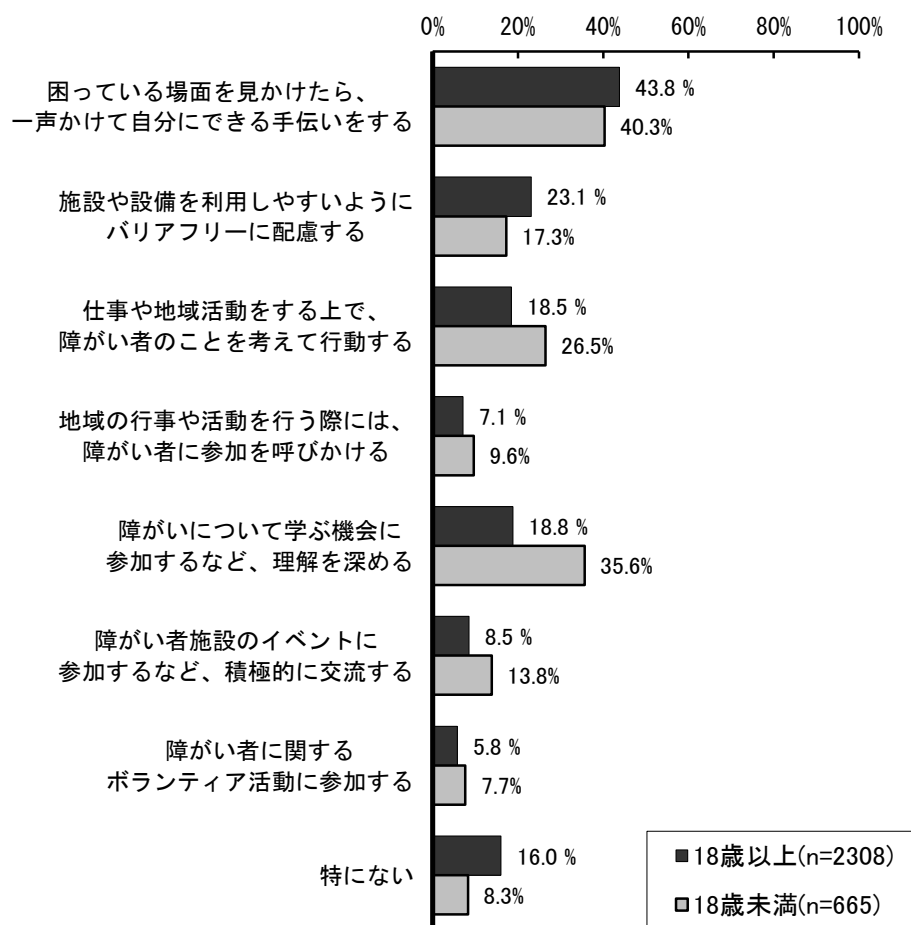
(複数回答)



⑬社会参加で地域の人に望むこと

- 18歳以上では、「困っている場面を見かけたら、一声かけて自分にできる手伝いをする」が最も高く、次いで「施設や設備を利用しやすいようにバリアフリーに配慮する」、「障がいについて学ぶ機会に参加するなど、理解を深める」となっています。
- 18歳未満では、「困っている場面を見かけたら、一声かけて自分にできる手伝いをする」が最も高く、次いで「障がいについて学ぶ機会に参加するなど、理解を深める」、「仕事や地域活動をする上で、障がい者のことを考えて行動する」となっています。

(複数回答)

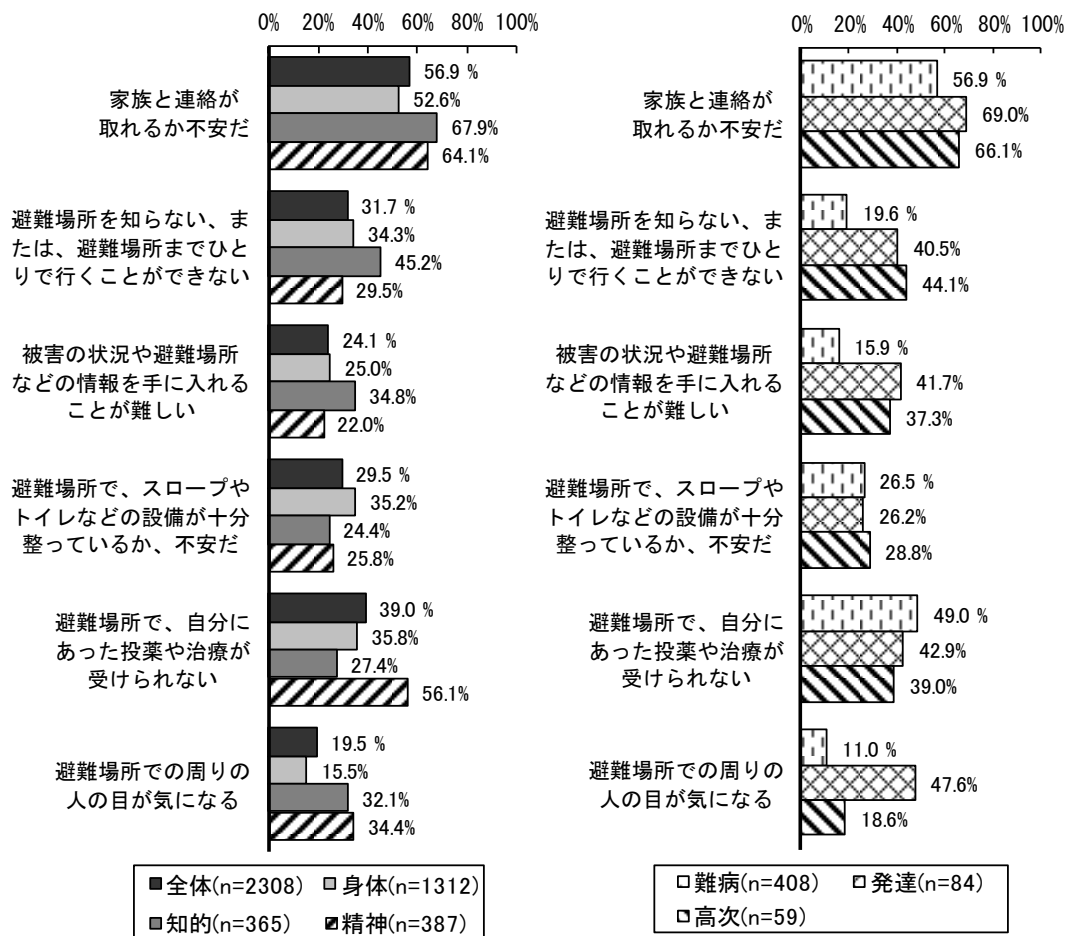


⑭災害時の不安

- 18歳以上では、全体で「家族と連絡が取れるか不安だ」が最も高く、次いで「避難場所で、自分にあった投薬や治療が受けられない」、「避難場所を知らない、または、避難場所までひとりで行くことができない」となっています。
- 18歳未満では、全体で「家族と連絡が取れるか不安だ」が最も高く、次いで「避難場所を知らない、または、避難場所までひとりで行くことができない」、「被害の状況や避難場所などの情報を手に入れることが難しい」となっています。

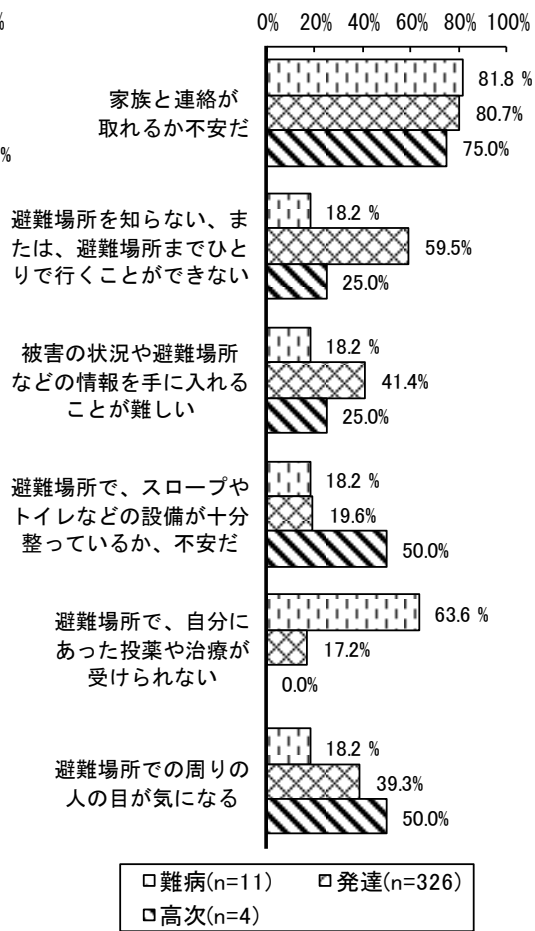
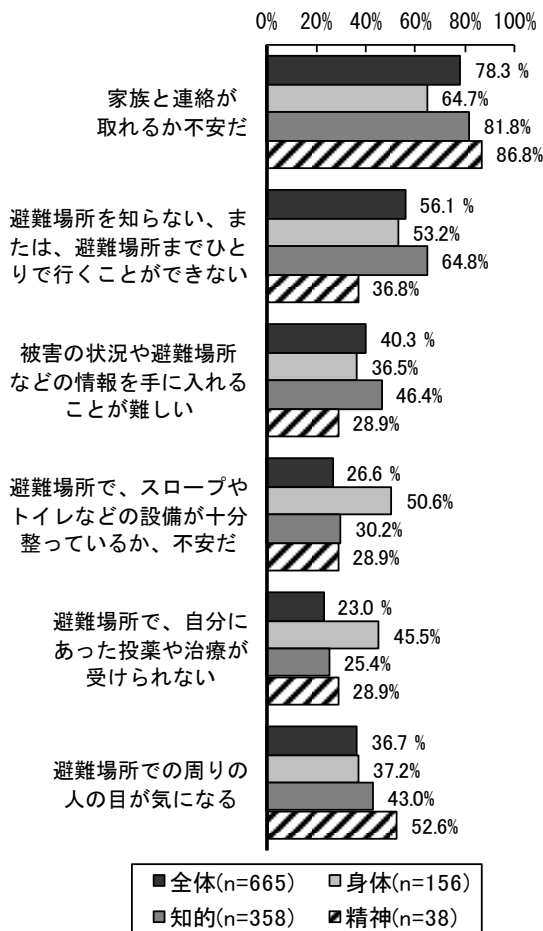
<18歳以上>

(複数回答)



<18歳未満>

(複数回答)



⑮ 今後充実を希望する障がい者施策

- 11歳以下では、「療育や教育の充実」が最も高くなっています。
- 12～14歳では、「働きやすい環境づくり」が最も高くなっています。
- 15歳以上では、「手当や年金などの経済的な支援」が最も高くなっています。

(複数回答、単位：%)

分類	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目
0～2歳 (n=31)	療育や教育の充実 64.5	相談支援や情報提供の充実/ 手当や年金などの経済的な支援 32.3		働きやすい環境づくり 25.8	障がい者に配慮された住まいの整備 22.6
3～5歳 (n=141)	療育や教育の充実 71.6	相談支援や情報提供の充実 44.0	障がいについての理解の促進 31.2	働きやすい環境づくり 20.6	手当や年金などの経済的な支援 15.6
6～11歳 (n=225)	療育や教育の充実 53.3	相談支援や情報提供の充実 31.6	手当や年金などの経済的な支援 30.7	障がいについての理解の促進 29.3	働きやすい環境づくり 24.9
12～14歳 (n=104)	働きやすい環境づくり 38.5	療育や教育の充実 31.7	手当や年金などの経済的な支援 29.8	グループホームなどの地域で暮らせる場の整備 28.8	相談支援や情報提供の充実 27.9
15～17歳 (n=154)	手当や年金などの経済的な支援 40.3	働きやすい環境づくり 37.7	障がいについての理解の促進 35.1	グループホームなどの地域で暮らせる場の整備 28.6	相談支援や情報提供の充実 22.1
18～39歳 (n=393)	手当や年金などの経済的な支援 40.5	相談支援や情報提供の充実 34.4	障がいについての理解の促進 29.0	働きやすい環境づくり 27.5	グループホームなどの地域で暮らせる場の整備 21.4
40～64歳 (n=772)	手当や年金などの経済的な支援 46.8	相談支援や情報提供の充実 35.6	障がいについての理解の促進 21.4	医療やリハビリの充実 18.4	働きやすい環境づくり 16.7
65歳以上 (n=1123)	手当や年金などの経済的な支援 36.7	相談支援や情報提供の充実 32.8	在宅で受けられるサービスの充実 24.4	医療やリハビリの充実 21.1	入所施設の整備 15.0